

平成30年度

事業計画書

公益財団法人 日本農林漁業振興会

第1 事業計画

本会は、全国民の農林水産業に対する認識と理解を深めるとともに、農林水産業者の技術及び経営の改善等を図り、これにより農林水産業及び農山漁村の振興発展に寄与することを目的とする顕彰普及事業及び啓発事業の二大事業を中心とした農林水産祭事業を実施する。

(基本方針)

本会が農林水産省と共催で実施する農林水産祭事業については、顕彰普及事業としての「優秀農林水産業者表彰及び農林水産祭式典」、啓発事業としての「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」(実りのフェスティバル)の二大事業を中心として、都道府県、農林水産関係団体・企業等の積極的な参加と協力を得て、引き続き国民的行事として実施する。

第57回を迎える平成30年度の事業は、以上の基本的な認識に立つとともに、前回に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に配慮して実施する。

なお、事務、事業の実施に当たっては一層の改善、合理化に努めつつ実施する。

農林水産祭事業

I 顕彰普及事業

1 優秀農林水産業者の選賞審査等

農林水産祭参加表彰行事における優秀事例及び優良なむらづくり事例について、次の順序で農林水産祭中央審査委員会(以下「中央審査委員会」という。)等による審査を行い、農林水産業に係る優れた技術・経営等を選定する。

① 参加表彰行事の申請事務等

都道府県知事等から参加申込のあった農林水産祭参加表彰行事の承認及び農林水産大臣賞の交付申請事務等を行うほか、農林水産大臣賞を受賞した優秀な事例に係る選賞審査報告書を中央審査委員会に提出する。

② 中央審査委員会等の開催

ア 国立大学法人、独立行政法人等の学識経験者により構成される中央審査委員会総会(以下「総会」という。)を2回開催する。

イ 中央審査委員会は、過去1年間(平成29年8月から30年7月まで)における農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞を受賞した優秀な事例について、8分科会(経営(多角化経営及びむらづくり分科会の所掌を除く。)、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくり)を設けて書類審査及び現地調査を実施し、7部門(農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくり)の天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞と併せて、「女性の活躍」の内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞(以下「天皇杯等」という。)を選定し、総会において決定する。

ウ 必要に応じ中央審査委員会分科会主査等会議を開催する。

2 農林水産祭式典の開催

① 農林水産祭式典

農林水産大臣をはじめ農林水産省幹部職員、天皇杯等受賞者、農林水産大臣賞受賞者、中央・地方農林水産関係者等の参列を得て、明治神宮会館において「農林水産祭式典」（以下「式典」という。）を開催する。

式典においては、収穫に感謝するとともに、中央審査委員会の選考を経て決定された優秀農林水産業者に対し、天皇杯等の授与を行う。

また、会場ロビーにおいて天皇杯等受賞者とその業績概要を写真とパネルで紹介するとともに、平成30年度（第57回）農林水産大臣賞受賞者氏名をパネルで展示し、紹介する。

② 農林水産大臣懇談会

式典終了後、天皇杯等受賞者を囲む農林水産大臣懇談会を開催する。

3 優秀農林水産業者等に係るシンポジウムの開催

優秀農林水産業者の業績を顕彰し、業績の内容を広く普及することなどを目的として、シンポジウムを都内及び地方において開催する。

4 天皇皇后両陛下への拝謁及び業績説明

天皇皇后両陛下に、天皇杯受賞者から受賞のお礼言上とそれぞれの業績についてご説明する機会を宮内庁へ申請する。

5 その他、本会の目的を遂行するために必要な事業を行う。

II 啓発事業

農林水産業と食に対する国民一般の理解の増進と農林水産物の消費拡大等に資するため、「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」（実りのフェスティバル）を都道府県、農林水産関係団体の参加を得て、サンシャインシティワールドインポートマートビル展示ホールA（豊島区東池袋）において開催する。

開会に先立ち皇室のご臨場を宮内庁へ申請する。

1 天皇杯等優秀農林水産業者の業績概要を紹介するとともに、農林水産業施策をテーマとする政府展示を行う。

2 都道府県の特産農林水産物の展示、販売、試飲・試食等を行い農林水産業の普及啓発に努めるとともに、都道府県で開発した独自の新技术や特徴ある農林水産物の展示・紹介を行う。

3 農林水産関係団体による時宜を得た展示、即売等を行うとともに、団体の業務を紹介し普及啓発に努める。

4 農林水産業に対する消費者の理解を深めるため、展示・体験等による啓発を行う。

- 5 事業の実施に当たっては、東日本大震災被災地の復旧・復興に配慮して行う。
- 6 農林水産物の収穫に対する喜びを分かち合うため、都道府県、農林水産関係団体等の協力を得て、都内の福祉施設に対して農林水産物の贈呈を行う。
- 7 明治150年を記念した展示を行う。
- 8 その他、本会の目的を遂行するために必要な事業を行う。

Ⅲ 農林水産祭事業の広報宣伝

報道機関、地方自治体、農林水産関係団体等の協力を得て、農林水産祭事業全般に係る広報宣伝に取り組む。

- 1 優秀農林水産業者の業績の普及を図るため、天皇杯等受賞者の業績に係る「農林水産祭受賞者の業績」等を作成し、電子情報化の上、ホームページ等を活用して都道府県に提供することにより、農林水産業の優れた業績の普及啓発に努める。
- 2 「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」(実りのフェスティバル)について、ホームページ、ポスター等による広報宣伝に積極的に取り組み来場者の拡大に努めるとともに、国産農林水産物の安全・安心について消費者との交流・理解の増進を図る。
- 3 「農林水産祭式典」及び「農林水産業啓発展及び地域農林水産展」等の本会事業について、主に写真で紹介する「農林水産祭(クローズアップ)」を作成し、広く関係者に配布し、農林水産祭事業の理解の増進に努める。

Ⅳ 諸会議の開催

農林水産祭事業の円滑な推進を図るため、次の会議を開催する。

- 1 農林水産祭実行委員会
- 2 農林水産祭担当者会議